

資料 2 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

障害福祉サービス事業所等に係る 「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について

1 令和 7 年度当初体制届について

千葉市内のすべての日中系・居住系の障害福祉サービス事業所等においては、人員基準や給付費の加算要件を満たしているか等の確認を行うため、毎年度当初に「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を提出していただいております。

様式及び提出期限については、後日電子メールにてお知らせします。

なお、届出書が提出されなかった場合、4 月サービス提供分の請求に支障が出る場合がありますので、ご留意願います。

2 障害福祉サービス事業者等の指定及び千葉市登録地域生活支援給付サービス事業者の登録の更新手続きについて

- (1) 指定障害福祉サービス事業者等の指定及び千葉市登録地域生活支援給付サービス事業者の登録は、6 年ごとにこれらの更新を受けなければ、効力を失います。
- (2) 指定及び登録の更新を受けるためには、新規指定及び新規登録と同様の申請手続が必要となります。ただし、既に提出している内容に変更がない場合は、一部の書類を省略することができます。対象となる事業者には、更新日の 2 ヶ月前をめどに当課からそれぞれ案内をする予定ですが、更新時期については各事業者においてもご留意ください。

3 新規（更新）申請、変更の届出、事業の廃止等の手続きについて

(1) 提出期限

項目	提出期限
指定・登録の新規（更新）申請	前々月の末日
指定の変更申請	前々月の末日
指定・登録内容の変更	変更後 10 日
事業の廃止・休止	廃止・休止日の 1 か月前
事業の再開	変更後 10 日
入所施設の辞退	辞退日の 3 か月前
給付費の体制に関すること	前月 15 日
業務管理体制の整備に関すること	遅延なく

資料 2 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

(2) 各種届出様式

下記ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

なお、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の書類については随時更新します。

○日中系・居住系（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、短期入所、共同生活援助、障害者支援施設）

(http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai-fukushi/nittyu_kyojyu.html)

○日中系（地域）（日中一時支援）

(http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai-fukushi/nittyu_chiiki.html)

○障害児通所支援サービス

(<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai-fukushi/syougaiji.html>)

(3) 提出先

下記あてにご提出ください。（郵送可）

保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課 施設支援班（日中系・居住系）
指導班（障害児通所支援）

〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所9階

TEL：043-245-5174（施設支援班）

043-245-5227（指導班）

FAX：043-245-5630

電子メール：shogai-fukushi.HWS@city.chiba.lg.jp